

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制度名	関西国際空港に係る登記についての特例措置の延長及び拡充		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>関西国際空港株式会社（以下「関空会社」）及び関西国際空港用地造成株式会社（以下「用地造成会社」）に係る以下の登記についての特例措置を拡充（非課税化）のうえ、適用期限を1年延長する。</p> <p>【資本の増加(政府出資分のみ)に係る商業登記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本の増加に係る登記：非課税（軽減 1/1000、本則 7/1000） <p>【土地に係る不動産登記】</p> <p>基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての以下の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有権移転登記：非課税（軽減 3/1000、本則 20/1000） 地上権・賃借権設定登記：非課税（軽減 1.5/1000、本則 10/1000） 所有権保存登記：非課税（軽減 0.5/1000、本則 4/1000） <p>（関係条文）租税特別措置法第 82 条、租税特別措置法施行令第 43 条、租税特別措置法施行規則第 31 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 228 百万円 （－ 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関空会社は、主として国の出資により設立され、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発展に資するため、関西国際空港（以下「関西空港」）の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする法人である。関空会社の適切な業務運営を確保するため、本税を非課税措置とすることにより、関西空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>アジア各国との間で空港間競争が激化する中、完全 24 時間運用可能な関西空港の強みを活かした国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。6 月 18 日閣議決定の「新成長戦略」では、関西空港・伊丹空港の経営統合に係る制度改正とコンセッション契約の検討を行い、『関空の再生と国際競争力の強化』を図ることとされている。関西空港と伊丹空港の経営統合は、持株会社方式を用いて行うことを想定している。関空会社のバランスシートを改善することで、施設使用料・着陸料等の戦略的な引き下げや LCC 専用ターミナルの整備等を可能ならしめ、貨物ハブの形成やインバウンド受入拠点としての地位確立を図ることが実現するものである。</p> <p>関空会社のバランスシート改善のためには、関西空港の事業価値を最大化しフル活用していくことが不可欠である。空港間競争が激化しているアジアにおいて、現在各航空会社は自ら拠点とする空港を選別している状況にあり、その結果は将来の事業価値に大きく影響する。</p> <p>民間資金等の活用を拡大して関西空港の積極的強化を実現し、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化するためには、持株会社方式への円滑な移行が必要となる。持株会社設立の前年度にあたる平成 23 年度は、各種の登記が予定されており、持株会社方式への円滑な移行のためには、これに係る本税を非課税措置とすることが是非とも必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 政策目的の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略会議報告（平成22年5月17日） 戦略4「バランスシート改善による関空の積極的強化」 新成長戦略（平成22年6月22日閣議決定） Ⅲ「アジア経済戦略」－「ビジネス・観光」－「関空の再生と国際競争力の強化」 <p>② 政策評価体系における位置づけ</p> <p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等」 施策目標25「航空交通ネットワークの強化する」に包含</p>
		政策の達成目標	関西空港が我が国の経済活動を支える重要基盤であることに鑑み、税制面からも同空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を支援し、我が国における航空交通ネットワークを強化する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年度までの1年間
		同上の期間中の達成目標	関西空港が我が国の経済活動を支える重要基盤であることに鑑み、税制面からも同空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を支援し、我が国における航空交通ネットワークを強化する。
	政策目標の達成状況	<p>平成19年8月には2本目の滑走路が供用され、平成21年4月には二期事業に係る一部国際貨物地区が供用された。平成22年度は、二期事業に係る護岸嵩上げ工事等を実施している。</p> <p>本租税特別措置を講ずることにより、関西空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化し、関空会社の適切な業務運営を確保することが可能となる。</p>	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 関西国際空港株式会社 現在、本措置の適用者は、関西国際空港株式会社のみが対象となっている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>これまで国が資金面で出資等を行う事業に係る登記に対して、都度、本措置の適用(51.8億円)を受けている。</p> <p>本租税特別措置を講ずることにより、関西空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化し、関空会社の適切な業務運営を確保することが可能となる。</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>関西国際空港整備準備金制度 (租税特別措置法第57条の7第1項)</p> <p>法人事業税に係る特例措置(地方税法附則第9条第5項)</p> <p>不動産取得税に係る特例措置 (地方税法第73条の4第1項第23号)</p> <p>固定資産税・都市計画税に係る特例措置 (地方税法第349条の3第24項及び同法第702条第2項)</p> <p>特別土地保有税に係る特例措置 (地方税法第586条第2項第26号及び同条同項第29号)</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>平成23年度概算要求</p> <p>政府補給金 75億円 政府保証債 490億円</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の政府出資金等により、空港の整備・運営がなされることとなるが、本要望は当該整備に係る税負担を軽減する効果を有し、予算上の措置を補完する役割を担うこととなる。</p>						
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国が資金面で出資等を行う事業に係る登記に対して、都度、本措置の適用を受けてこれまで平成19年8月には二本目の滑走路が、平成21年4月には国際貨物地区の一部が供用されたところである。 関空会社の適切な業務運営を確保は、財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、もって「新成長戦略」の関空の再生と国際競争力の強化につながるものである。 なお、本措置の対象となる土地については、滑走路・誘導路・エプロン等、国際拠点空港として公共性の高い施設に係る土地に限定しており、空港機能確保として必要最小限の特例措置としている。資本の登記については、政府出資分のみを特例対象としている。</p>						
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>過去3ヵ年における本税制特例適用実績(減税額)(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="576 770 1452 846"> <thead> <tr> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>302</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	8	302	8
	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
	8	302	8						
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>これまで国が資金面で出資等を行う事業に係る登記に対して、都度、本措置の適用(51.8億円)を受けている。 本租税特別措置を講ずることにより、関西空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化し、関空会社の適切な業務運営を確保することが可能となる。</p>						
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>関西空港が我が国の経済活動を支える重要基盤であることに鑑み、税制面からも同空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を支援し、我が国における航空交通ネットワークを強化する。</p>							
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成19年8月には2本目の滑走路が供用され、平成21年4月には二期事業に係る一部国際貨物地区が供用された。平成22年度は、二期事業に係る護岸嵩上げ工事等を実施している。 本租税特別措置を講ずることにより、関西空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を図り、国際・国内航空交通を発展させ、我が国の国際競争力を強化し、関空会社の適切な業務運営を確保することが可能となる。</p>							
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【資本の増加に係る本税の特例措置】 昭和59年度に制度創設(非課税)、平成6年度・平成8年度・平成13年度・平成18年度・平成20年度・平成22年度に延長。 【土地に係る本税の特例措置】 昭和59年度に制度創設(非課税)、平成6年度に延長、平成8年度に二期事業対応のため制度拡充、平成13年度・平成18年度・平成20年度・平成22年度に延長。 ※平成22年度に非課税措置を軽減措置に変更</p>							